

## 近・現代日本経済史研究の屈折(3)

高 橋 衛

### [承 前]

#### (5) 工業法をめぐる拮抗

一般に社会政策が現実性をもってくるのは、19世紀後半のことにぞくするが、最先進国イギリスでは、すでに1802年に工場法の制定をみている。維新後、わが国の工業労働行政は、1881年発足の農商務省の所管するところとなった。同省では、その翌年にはすでに「労役法及工場条例」についての調査に着手している。社会政策的な措置は、労働力保全という総資本的な要請と労使関係の緊張緩和対策の提起によって促迫されるものであるが、維新後のこの早い時点では、まだその二つの要因は熟していない。ただ1884年に同省の諮問機関として設けられた勸業諮問会は、「各地の慣習同じからずと雖も、近来種々の弊害を生じたるを認むるを以て、各地旧来の慣習に基き、完全なる取締法を發布せられたし」<sup>1)</sup>と答申している。答申にいう「種々の弊害」の実態は明らかでないが、その指摘は問題意識としては、かなり早期のものというべきであろう。あるいはこの時点での官僚の進歩性すら伺いうる。多分に文明開化的な発想によるものであろう。

かくて1887年には、すでに職工条例および職工徒弟条例案が立案を終えている。それらの案によれば、「工場、製造所ニ於イテハ年齢十歳未満ノ児童ヲ職工トシテ使用スルコトヲ得サルコト、但シ徒弟ハ此ノ限りニ在ラサルコト」、「年齢十四歳未満ノ者ハ一日六時間、十七歳未満ノ者ハ一日十時間以上使役スルコトヲ得サルコト」、「婦女及十四歳未満ノ職

工ヲ夜間使用スルコトヲ得サルコト」など一般の工場法などにみられる労働力保全的な規定が不十分ながら折り込まれている<sup>2)</sup>ただ、この案は結局、発表されるまでにはいたらなかった。「農商務省第七回報告」によれば、参事官会議や各局との交渉などをつうじて、「此法案タル民業ノ消長慣習ノ存滅ニ関スル最モ大ナルヲ以テ関係諸局ノ意見モ一ニ帰セス往々相背馳スルモノアルヲ以テ之ヲ折衷スル亦甚タ容易ナラス」<sup>3)</sup>という。この当時から、進歩的な官僚グループと業界の利害得失とのあいだに、かなり大きい乖離があったということになる。

その後は立法者のひとり岡実（農商務省工務局長）によれば、「爾後此の調査は大いに進捗したが、又中止の姿となったこともあり、一進一退して居たが、再び明治三十年の頃から問題となり、政府も再び鋭意調査に尽力」<sup>4)</sup>という経緯をたどっていく。1897年11月には「工場法案」を成案、さらに1900年、1902年とつづいて議会が制定を建議、1909年にも議会提出のための法案が用意される。このように省当局を中心に工場法制定が促進されつづけたが、それへの抵抗もまた執拗なものがあつた。婦女子の深夜業禁止が攻防の焦点であつた。率直に言って、その低賃金＝低コストが当時の綿紡績業などにとって国際競争力の要となつていたから、依存の高い婦女子労働の制約問題は工場主の最大関心事となつた。

一方、工場法推進側の契機は、社会政策的配慮がようやく台頭してきていたのであるが、さらに「女工哀史」的ヒューマニズムなどが労働行政担当官の脳裏に浸透しつつあつたことも事実であつたといえよう。労働時間の14時間から17時間にもおよぶ長さや、体力の限界を超えた酷使などが、現場の工場監督官から数多く報告されていたのであつた。長期的視点からみて、その現状は憂うべきものとなりつつあつたといえよう。前出の岡局長は、生産調査会において「婦人小児ハ工場主ガ一遍睨メバ縮上ッテシマウト云フ極ク意思ノ薄弱ナ者ガ日本ノ全体カラ云フト五分

近ク占メテ居ルト云フ事実ガアル、又大工場ニハ総テ七、八割ハ女デ、ソレガ経営サレテ居ル事実ヲ見レバ、我国ニ労働問題ガ無イト云フタメニ又政府自ラ進ンデ夫等ノ若キ職工及ビ子供ヲ保護シテヤル必要ハアリハセヌカト思フ」<sup>5)</sup>と述べている。いささか恩きせがましい弱者保護論ではあるが、工場主等の強い反対論を敵にまわして、提案を説得力あらしめるための発言とみなしてよいであろう。また現場の有識者、たとえば神田孝一（東京地方専売局技師・製造課長）は「工場管理の見地より之を觀れば工場法の施行は蓋し将来本邦の工場生産力の増加伸長を促進する所以なり、職工の保護が終局工場主の収益として実現せらるべき動機を付与するものに外ならず」<sup>6)</sup>と労資双方への寄与を強調していることなども、腐心の説得ではあった。労働運動の弱体なわが国にあって、いわば現場の有識者が労働者の窮状を代弁する立場にあったといえよう。

ともあれ、以上のような紆余曲折をへながら、工場法案は1911年、帝国議会に提出され、両院を通過成立するにいたる。ただ業界などの強い抵抗のため、同法はかなりの妥協をよぎなくされたものとなった。妥協の最たるものは、「工場主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス」とする同法第4条の規定が、その第5条において「夜間ノ作業ヲ必要トスル特殊ノ事情アル業務」などにおいては、「前条ノ規定ヲ適用セス」とされ、その後改正をみるまで、ほとんどまったく空文化されたことなどであった。当局者自身が「西洋の工業界から見たらば、全く子供だましのやうなもので、或は工場法に成って居ないかも知れない」<sup>7)</sup>と嘆息したほどのものと化した。結局、農商務省技師小西正二がいうように、「要するに工場法は従来何等の制限なき我工業界に対する荒砲の役」<sup>8)</sup>程度のものにとどまったというものであった。しかし、そうだとしたとしても、名和統一のように「其れは終局封建制的主従関係＝家族主義の再版、拘束的労働制度の

立法化に外ならなかった」<sup>9)</sup>とまでねじ曲げて主張することもなかった。例によって講座派的な教条主義に他ならないが、さらにいえば同法成立の意義を一般的にあまりに過小評価することには、にわかに賛同しがたい。

しかし、同法の施行にはさらに抵抗があり、5年をおいて1916年となった。ただそれが第一次大戦期の繁忙と重なることになる。したがって労働保護はまさに不利という意見も出たが、逆に「工業界が殷賑の時に当たって此の法律がなかったならば、不当に労働時間を長くして過労せしめ、製品の品質を劣等にし……」<sup>10)</sup>と前出の小西技師がいうように、本格的な国際競争場裡に直面して、品質保持・向上の面からは、むしろタイムリーなものともなった。にもかかわらず、この時期にも依然として「全く自由な労働力篡奪が継続された」<sup>11)</sup>と変化に目を背けた見解がやはり一般的であった。日本の知識人の習性とでもいうべきものである。

それのみならず、この工場法施行は、もはや単なる上からの保護論という領域を越えつつあった。前出の神田技師などは「多年の懸案たる工場法は将さに此の時に於いて施行せられむとす、是れ実に本邦多数の工場をして管理的措置の一大革新を喚起さしむべき動機にして、蓋し生産力伸長の前提たるを疑わず」<sup>12)</sup>との展望をすでに示すにいたっている。やはり「工場法の施行とともにテーラー・システムの解説・早わかりの類が爆発的に普及」<sup>13)</sup>といった現象がつづいて生じているのである。これらの問題の研究者の中心にあった大河内一男は、工場法施行後も「出稼労働者の労働条件の劣悪化を通して、依然として『労働力』の一般的摩滅を進行し蓄積せしめていた」<sup>14)</sup>との評価を変えなかったが、つづく1923年の改正をも加えて、企業家のほうは科学的管理法の導入など、積極的な対応を着々とすすめていくことになるわけである。

注)

- 1) 商工行政史刊行会『商工行政史』上巻 1945年 338ページ。
- 2) 同上書 341ページによる。
- 3) 同上書 343ページによる。
- 4) 岡 実「工場法実施について」(井関十二郎『新令工場法の運用』1916年 同文館 9ページ)。
- 5) 岡 実の陳述(通商産業省編『商工政策史』第8巻 1962年 51ページ)。
- 6) 神田孝一『実践工場管理』1918年 光文館 73ページ。
- 7) 岡 前掲論文(井関編 前掲書 11ページ)。
- 8) 小西正二「工場法について」『機械学会雑纂』第23号 1917年(日本科学史学会編『日本科学技術史体系』第3巻 1967年 第一法規出版 117ページ)。
- 9) 名和統一『日本紡績業の史的分析』1949年 潮流社 203ページ。
- 10) 小西 前掲論文 117ページ。
- 11) 名和 前掲書 29ページ。
- 12) 神田 前掲書 513ページ。
- 13) 日本科学史学会編 前掲書 513ページ。
- 14) 大河内一男『社会政策の基本問題』1940年(『大河内一男著作集』第5巻 1997年 青林書院新社 291ページ)。

### Ⅲ 第一次世界大戦と産業合理化

#### (1) 第一次大戦と日本経済

第一次世界大戦は、地球の勢力地図を大きく塗りかえた。大戦末期に参戦したアメリカは、ほとんど無傷で終戦を迎え、経済力を蓄え、キー・カーレンシーが、ポンドからドルにシフトし、世界経済の中心はロンドンバート街からウォールストリートに、しだいに移行した。その政治的発言権も同時に増大した。一方、大戦中の1917年にロシアで革命が起こり、世界で最初に社会主義を名乗る国が出現した。面積では地球上の6分の1を占める広大な地域においてであった。ただそれは科学的社会主義の

最初の提唱者であるマルクスやエンゲルスが構想していたものとは大きく異なった展開となった。マルクスたちのプランでは、多分にほぼドイツ→フランス→イギリスの順で革命が成就され、世界革命として完成されていくはずであった。このような高度に発達した資本主義こそが、その理想を達成するのに相応しいと考えられていた。国家や可能ならば貨幣をすらも廃絶するというユートピアが、完全な自由のもとに保証されるという、壮大な夢が描かれていたはずであった。しかしロシアというもっとも未成熟な資本主義、経済的に後進性の強い国で、レーニンという革命の天才的リーダーによって強引に社会主義の達成が謳われたのであった。外モンゴルを皮切りに、その後に社会主義を名乗る国々がつづいたが、いずれも経済的達成度のきわめて低い地域のみであった。このような国々ではマルクスたちが考えたような理想郷への志向は、到底およびつかないことであった。加えてこれらの国々では政治的にも、なお封建制や絶対主義を克服し切れないうままで社会主義を名乗った場合がほとんどであった。最初に社会主義のショーウインドウに飾られたロシアのそれが、コミンテルンの指導もあって、継承されていったのである。逆に先進国の場合においては、あまりにみすばらしいショーウインドウのモデル映像に、最初のショックがすぎると、魅惑は消え、自由を抑圧された反面教師性のみが募っていった。

それでも20世紀は資本主義（自由主義）VS社会主義を対立基軸とする世紀となった。いわゆる自由主義国でも、社会主義の影響が大なり小なり投影され、一般に労働運動が勢いづいた。イギリスの労働党やドイツの社会民主党、フランスの社会党などが、総じて社会民主主義を奉ずる体制内「社会主義」を実現していった。ただ社会主義＝国営化という誤った錯覚も、これらの政党の政策となる場合が多かった。

日本は開戦まもなくの8月7日、日英同盟の規定にもとづくイギリス

の依頼を受けて、約1か月をへて参戦した。日本の好戦性を強調するために一般にいわれるように必ずしも同盟の誼みを利用して強引に参戦したというわけではなかった。日本の主要な戦場はドイツの占領していた赤道以北の南洋諸島と、その中国から租借していた膠州湾であった。これらの地域を占領した日本は、そのドイツの権益の継承を主張した。結局、前者は大戦後に発足した国際連盟の委任統治として日本の領有するところとなった。しかし後者は諸戦勝国の認めるところとならず、日本は単独で中国と交渉した。そこで突きつけた「21カ条要求」は、たんに山東省のドイツの権益の継承にとどまらず、たとえば「中央政府ニ政治財政及軍事顧問トシテ有力ナル日本人ヲ傭聘セシムルコト」などという露骨な植民地化志向の要求も加えられていた。大戦後、ようやく国際平和と民族自決のムードが強まっていたこの時期、日本の要求は諸国の反発するところとなり、まさに一回り遅れてきた帝国主義の孤立化を露呈したわけである。またそれは当然、ようやく辛亥革命(1911年)を終えていた中国人の抗日感情を刺激したわけである。

ところで、この戦争中に経済的には、アメリカとともに日本が漁夫の利をえたかのように進出した。日本は欧州先進国が手をぬいていた間隙をぬって、アジア市場などにまず限界供給国として進出し、貿易量が急伸した。大戦勃発時の1914年と終了後の1919年を対比すると、輸出は3.6倍に急伸し、貿易外収支もマイナスから収支差4億4000万円の黒字となった。したがって経常収支も赤字から3億2500万円のプラスとなり、それまでの債務国から一時的ではあったが、一挙に債権国に転じた。同一期間に正貨保有高は6.0倍にも増大、貿易品の構成では全製品の割合が、ほぼ同一期間に輸入で19.2%から10.9%に減少し、かわりに輸出で29.5%から39.6%に増加した。加工貿易国としての地位を確保しはじめていたのであった。GNPの成長率は、1910年代をつうじて33.2%と、

主要国中アメリカの33.4%に次いで第2位の高率であった。大戦中に産業構造では農業生産はかなり伸長したにもかかわらず、産業構成では45.4%から35.1%に後退し、工業生産は44.4%から56.8%に上昇した。両者の構成比は逆転し、日本はようやく本格的に工業国化したわけである。そのみならず工業生産額中に占める重工業生産額の構成比が11.7%から15.6%に、僅かながらも上昇した。この比率が50%をこえるのは1937年のことで、大戦中の変動はまだ僅少なものに過ぎなかったが、重工業化へのシフトの確かな萌芽と見るべきものであろう。

ところで、このような大戦中の日本経済の発展については、通説的には消極的ないしは否定的である。それは「戦争という直接には経済外的な、異常な条件と世界的な戦争インフレーションに基づく繁栄であった」<sup>1)</sup>とされる。このこと自体を否定する必要はないが、異常性にのみこだわって「増大した輸出、すなわち販路は、戦争終結と共に崩壊する可能性をもつもの」<sup>2)</sup>と、くり返すのみでは問題がある。1920年の世界的な戦後恐慌にただちに直面したのであるから、戦時中の繁栄が崩壊するのは、必ずしも日本のみの現象であったとはいえない。上述の重工業化の萌芽にしても、たんに一時的なもののみとしつづけていたのみでは実態を見誤ることになるだろう。1920年代から1930年代にかけての発展を評価しない通説ともつながっているのである。これらの通説は、当時の当事者たる井上準之助や評論家の高橋亀吉などの悲観論に多分に影響されているのであるが、それらはまた「日露戦争から第一次大戦に至る過程は、天皇制権力の下で早熟的に形成された日本帝国主義がその経済的内実(=独占資本主義)を固めていく過程であった」<sup>3)</sup>という見解とも共通している。レーニンの「帝国主義論」にいう帝国主義=独占資本主義段階という偏狭な教条主義に依存しているのである。レーニンによれば独占資本段階にあつては、寄生性と腐朽性が支配的で、資本主義はも



はや発展性を喪失している段階であるということになる。この一般的な枠組みのなかで大戦期以降の日本経済のダイナミックな展開も否定的にのみ位置づけられてきたといってもよい。教条主義とは無縁なはずの「宇野理論」すらも、19世紀後半以降を帝国主義段階とする点では共通している。ただ「宇野理論」の場合には帝国主義は重工業の発展の結果としての段階的移行としているから、評価は「われわれはここでは帝国主義段階にふさわしく、重・化学工業のめざましい発達が見られることにまず目をひかれる」<sup>4)</sup>と、結論は通説と一致しない。もちろん「宇野理論」にあっても、「帝国主義段階」以降の資本主義の発展は、基本的には否定的である。これらに反し世界経済はそのいうところの「帝国主義段階」のころから、むしろ新たな発展の時代を迎えるというのが、皮肉にも歴史的事実にほかならない。次項で述べる科学的管理法の導入などによる能率の向上＝労働生産性の向上などが、その発展を準備することなどを示唆しているのである。

## 2 科学的管理法の導入と「日本的経営」

上述のように第一次大戦期の経済的発展にたいする評価は、一般的に消極的な傾向が強かった。総じて日本の知識人の性行として発展への評価について否定的であることが、知性の証明であるかのような屈折感がある。最近やや過剰に使われるので避けたい表現であるが、一種の自虐性といった傾向を伴ってもいる。それはともかくとして第一次大戦下における経済的発展の数量的側面については、さきに若干の指摘をしたとおりである。その要因については直接の戦場から遠隔地にあり、ヨーロッパ諸国への若干の軍需と間隙をぬったアジア市場への進出という僥倖が主因であったことはいうまでもないことである。ただこれらの偶発性を十分に活かして現実の経済的成果に結合しえたについては、単なる

「漁夫の利」のみで説明するのは、妥当ではない。その主体的要因については一元的にではなく、さまざまな要因が検証されるべきであるが、ここでは余り指摘されることのない側面から検討しておこう。

それは基本的には日本経済の一定の国際競争力の付加の問題である。

### (1) 科学的管理法の導入

日本経済はこの時期には、まだ全体としてはリリパットな水準を脱していなかったから、余り大袈裟にこの点を強調することははばかれる。しかしこの時期ともなると、日本経済は従来にない市場性を確保しえて、一定のコスト・ダウン効果を期待しうる状況にあった。日本におけるコスト・ダウンの要請は、すでにふれた工場法制定のころに発している。この女工を中心とするチープレーバーへの依存からの脱却を求められた社会政策の実施は、不可避的にその対策を必要とした。タイミングよく出てきたのが科学的管理法の体系化の完成であったといえよう。

科学的管理法は、その“The Father of Scientific Management”といわれるテイラーによれば、そのスタートは1882年であり、その体系化をえたのは1911年であったとされる。ほぼアメリカの工業国化の過程に照応していたのであるが、日本も第一次大戦下にあつて、上述のように本格的な工業国化を達成しており、状況的にはほぼ類似性があった。アメリカの場合は急速な工業国化に直面して、移民が急増し、その結果としての労働力のダイリューション化がすすんだことへの対応として、賃金問題の解決とともに労務管理の革新が求められたのであった。それが科学的管理法の体系化として結実していったのである。日本の場合は加えて上述のような工場法への対応という切実な課題に直面していたのであった。日本において工場法が公布されたのが1911年、まさにその年にテイラーによって体系化された『科学的管理法の原理』が刊行されたのであつ

た。(もちろんそれまでもテイラーの論文は、種々発表されており、またすでにその『原理』の草稿は、少なくとも1年前には完成していた。その出版は遅れ、当人の希望に反して1911年に The Amerikan Magazine 誌にようやく発表された。これらの経緯については中川誠士の研究に詳しい<sup>5)</sup>。このテイラリズムの日本への最初の紹介は、1911年2月の池田藤四郎著『無益の手数を省く秘訣』の刊行であった。それが実に「150万部モ売レタ」<sup>6)</sup>という。当時の経営者らが、いかに工場法対策に切迫感をもっていたかを如実に物語るものであろう。この池田の書物はテイラリズムの平易な紹介であったが、翌年からは上野陽一や井関十二郎らの先駆者たちによって、より本格的な紹介・啓蒙が活発に展開される。そして1913年には『原理』の翻訳が星野行則によって、『学事的事業管理法』として出版されるにいたる。この積極性はたんなる工場法対策をすでにこえるものを感じさせはしないか。日本の産業界が初めて本格的に国際競争力の強化の問題に直面していたことの証左ではなからうか。工場法によって女工という低賃金労働への依存が方向転換を強いられたことへの対応として、他の方法によるコスト・ダウンが模索されはじめたことも事実である。しかしそれ以上に本格的な工業国化にともなう国際競争意識の形成が、さらにコスト・ダウン効果を要請していたのであった。

ところで、科学的管理法は、第一には賃金管理とりわけ出来高払い賃金による労働刺激に関連していた。「時間研究」といわれるもので、一定時間内における標準労働量を各分野において科学的に確定することで、1日または一定時間における労働の出来高を確定することをめざした。それによって労資の紛争を回避する。テイラー自身もいうように労資対立における「大キナ精神革命コソワ、科学的管理法ノ本質デアル」<sup>7)</sup>ということにもなる。第二にはテイラーというよりは、むしろF. B.

ギルブレスによって開発された「動作研究」である。もちろん両者は密接に関連しているが、「動作研究」の課題は「無駄を除いて、もっと能率的な作業方法即ち標準作業方法を見出す」<sup>8)</sup>点にあった。

このような「時間研究」や「動作研究」を、日本の産業界は、まず労働集約型の中小企業からはじまり、さらに重工業とりわけ呉海軍工廠などの海軍関係工場などにおいて熱心に導入した。中小工場の場合は、綿紡績製品などを中心に、すでに首位を争うほどの激しい国際競争にさらされはじめており、コスト・ダウンのために、これらの導入は必須の課題となってきた。呉工廠の場合などは、8・8艦隊計画の実現などをめざして作業は煩瑣をきわめはじめていた。1919年ころから1930年代にかけて、きわめて積極的に導入された。軍縮ムードのなかで限られた、あるいは削減されさえした海軍予算のなかでの精一杯の能率増進とコスト・ダウンが追求された。民間工場を活用しての姉妹艦方式での生産によって、部品互換方式すら採用されていたから、そこでは科学的管理法すらも限界にきはじめていたともいえよう。したがって、その導入のさいにも、すでにリミットゲージシステムなどの部品互換方式のための技術革新も採用されていた。民間企業（海軍用語では地方工業）にそれが適用されたのは、1921年5月のことで、民間企業の技術者を集めての講習会で、海軍側は8・8艦隊計画の推進を前提として、民間との「分業ハ結局『マスプロダクション』（多量製産法）ノ実施ヲ可能ナラシメルト云フ事ニナツテ来ル……蓋シ『リミットゲージシステム』ハコノ分業ヲ可能ナラシメル唯一ノ方法」<sup>9)</sup>と説明している。ここでは科学的管理法は、すでに大量生産実現の手段として理解されていたのであった。

この科学的管理法への学界の評価は、一般的に否定的である。労働運動研究者などが関心を示したが、たとえば「この計画は頓挫し、……砲煩兵器の部分品に実施されたのみで一般化しえなかった」<sup>10)</sup>などと、

さしたる実証抜きにかたづけられる。かのレーニンなどの「テイラー・システムは機械による人間の奴隷化である」<sup>11)</sup> というご託宣などが多分に影響しているようである。このような教条主義にとどまるかぎりは、事実認識からは遠ざからざるをえないであろう。科学的管理法は人間労働をぎりぎりまで無駄のない状態に極限化するという点で、確かに非人間性の強制の一面をもつであろう。しかしそれは大量生産化への道程にあって、不可避のワンステップであると理解せざるをえないものである。うへの「一般化しえなかった」という理解に反し、呉工廠で実施された方法は、まず全海軍工廠にしだいに拡充して実施されたのみならず、上述のような過程をへて民間工場に普及していく。さらには海軍関係のみならず、ひろく一般産業に波及していったのである。ここでは子細にわたる論及は避けるが、その詳細は、拙著『科学的管理法と日本企業』などを参照されたい。普及の実態にこと欠くことはない。

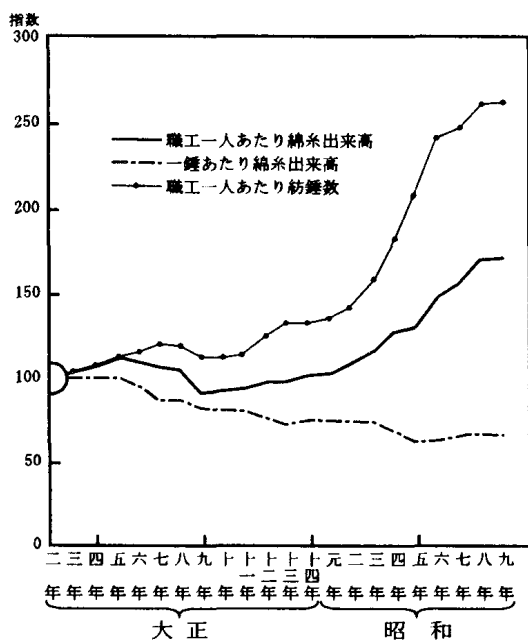
そしてそれは次なるフォーダイズムに必然的に継承されていく。このことは戦前の研究者の一部にもすでに理解されていた。渡辺鉄蔵などは、「フォード式と雖も其の作業の合理化の精神は殆ど全くテーラーより出でたるものと言ふもほかなく」<sup>11)</sup> と、すでに指摘していた。事実、テイラーの門弟がフォードに入社して、その工場のレイアウトを指導したという<sup>12)</sup>。両者のこのような直接的な関係もさることながら、歴史過程の深部にあって、よりいっそうの関連性をみるべきであろう。フォーダイズムの最大の特徴が、そのコンベアシステムにあるとすれば、それはベルトの流れによる人間労働の完全なる支配である。このコントロールは、くり返すまでもなく非人間性をいわざるをえない労働の疎外にほかならない。科学的管理法の導入は、いわばこのようなコントロールへの人間労働の馴化過程をふくむものであったといってもよい。現在それらはトヨタイズムとして、その極限のシステムにまで結実しているわけ

である。

1920年代に開花したフォーディズムは、後述する産業合理化政策の展開過程と、まさに符合するものであった。ということはまた科学的管理法の一定の限界をも示しているといつてよい。呉工廠に隣接して設置され、主として航空機生産にあたった広工廠では科学的管理法は、よりいっそう徹底してすすめられたが、その記録によると「極力標準寸法ノ合理的簡單化ニ努メタリ……之ガ徹底化ヲ官ニ於テ強制スル必要アリト認ム」<sup>13)</sup>とある。ここまですれば、すでに「工業品の規格統一と単純化は産業合理化実行の根本要素」<sup>14)</sup>とされる域に達していることを指摘していることになる。いわばすでに科学的管理法の限界を示し、次なる産業合理化政策の実施を要請していたのであった。呉工廠長の伍堂卓雄(のち商工相)は、このような規格統一などを機械工業会などにおいて、いっせいに実施することまでも構想していたが、「軍艦建造ノ方ハ猶予出来マセヌカラ」<sup>15)</sup>さしあたり工廠において実施したと述べていたのである。

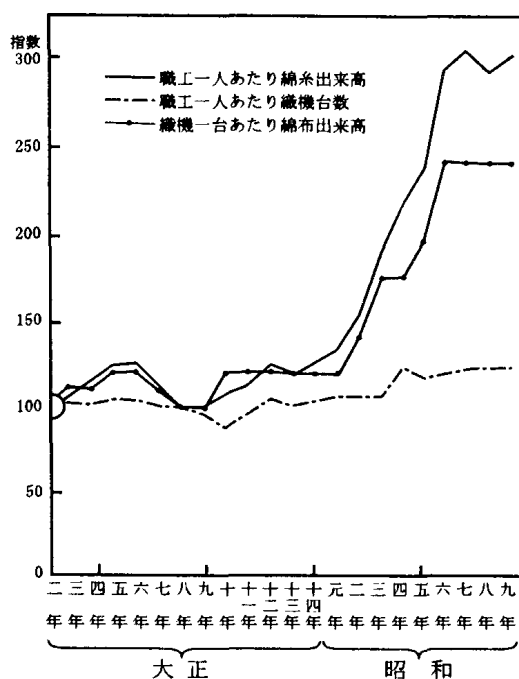
この科学的管理法の導入において、日本は工業国化への発展途上にあつたがゆえに、ひととき積極的であつたとみられる。エピソードふうにいえば、日本の関係視察団がアメリカでテイラー協会の所在をたずねたさい、洋服仕立て協会のことかと間違えられたという話が残っている。日本人の思い込みの強さであろうし、発音の問題も考えられるが、ある意味では本家以上に熱心であつたともいえよう。そこでその具体的な成果のほどが問われようが、それは当時の統計事情もあつて、さほど容易なことではない。この時期の前述のような輸出の伸びが、なによりも明瞭に物語っているといつてよいのであるが、それらをすべて科学的管理法の成果に帰することはもちろんできることではない。個々の産業・企業などにおける、この間の労働生産性の向上やコストダウン効果などに

図1 紡績業における設備投資と労働生産性の推移



出所：鶴田三千夫「技術と社会政策」1941年。光書房、238ページ。  
注：当時の図のままであえて転載した。

図2 織物工業における労働生産性の推移



出所：図1に同じ、同書240ページ。  
注：図1に同じ。

については、前掲の拙著『科学的管理法と日本企業』に紹介しておいたので参照を乞うとして、ここでは若干の指摘を示しておこう。

まず図1は紡績業における労働生産性の動向をみたものである。あえて出典のままに転載したが、工場法対策をもっとも迫られていたこの分野では、やはり設備投資が活発であった。労働生産性の伸長は1920年代後半において顕著である。そのかなりのものが設備投資の効果とみるべきであろうが、資本生産性の伸びは相対的に鈍く、それのみに帰することもできない。またあいかわらずの労働強化のせいだという声が聞こえてきそうであるが、一定の部分を科学的管理法の成果に帰することは、それほど強引な解釈でもないであろう。次の図2は織物工業について、やはり当時の資料を紹介したものであるが、20年代後半における労働生産性の向上は、よりいっそうシャープなものがある。ここでは自動織機の採用などもあり、資本生産性にもそれなりの上昇がみられる。しかし

労働の生産性は綿糸の場合と異なり、労働装備率以上のピッチで上昇していることが確認されうる。

さらに1920年代後半における綿糸生産について、その1人あたりの生産高の推移をみると、表1のように、かなり顕著な上昇のあとを読みとることができる。この表を作成した名和統一は、やはり、その「決定的な点

は労働密度の強化」<sup>16)</sup> とくりかえすのみであったが、それらのすべてではないにしても、科学的管理法などによる能率増進の効果も否定はできないはずである。ただそれらがいかほどに国際競争におけるコスト・ダウンそのものに寄与しえたものであったかについては、なお容易に即断を許されるところではないといわなければならないであろう。

ともあれ、この時期のいま少しのちには、日本の紡績業などは、国際的にも最先端の位置を確保することになる。ただそれには後述する産業合理化政策の推進などに、さらに待つところがあったわけである。

## (2) 日本的経営の成立

「日本的経営」という言葉が問われはじめたのは、1950年代までさかのぼるが、当時はそれは、さしあたり日本経済の後進性を自己否定的に問うための用語といった域のものであった。しかし1960年代後半になって、周知のようにJ. C. アベグレンやS. B. レヴィンなどのアメリカ人

表1 女子工員1人あたり綿糸生産高の推移

	1人あたり綿糸生産量	指数
年	個	
1925	18.13	81
28	20.83	93
29	22.44	100
30	23.17	103
31	26.19	117
32	26.60	119
33	28.15	125
34	28.31	120

出所：名和統一『日本紡績業の史的分析』1949年 潮流社 407ページ。



研究者による指摘や OECD の「対日労働報告書」などが、日本経済の高度成長を解くキーワードとして、この言葉をもちあげたことから、事情は一変した。当時の日本は奇跡といわれるほどの再建・復興と高成長を驀進していた。その要因として日本人の勤勉性などが強調されたが、そういう国民性の裏づけを求めるように、日本の経営の特殊性が追求されたのであった。その結果として「日本的経営——特にその労使関係の制度的な柱である『年功制』『終身雇用』『企業別組合』は、研究対象としては、むしろ批判的な側面から観られたのに対して、国際的には反対に高い評価が与えられることになった」<sup>17)</sup> わけである。

これを機に日本人研究者による追従がはじまる。1960年代から70年代にかけて高度経済成長に酔っていた日本人の自尊心をくすぐるところとなり、一方では『経営学入門』風にアメリカから事業部制などの経営学が直輸入されるとともに、われらが日本的経営の研究が盛行する。ところで、この問題をここでとりあげるのは、そのいわれるところの日本的経営がいつ、どのような要因によって成立したかを問いたいからである。うへの指摘の日本的経営の三本柱のうち、まず、企業別組合は、やや趣を異にする。それは太平洋戦争中の労働運動弾圧による労働組合の解散にかわって、いわばそれを代行するような役割を担って、産業報国会が結成されたことに発している。この報国会は企業別に結成され、会長は社長が勤めるのが一般的であった。いわゆる指導者理念によって、労組なきあとの労働者の欲求を疑似的に代行したのであった。もちろん戦争協力への動員が主目的ではあった。しかし反転して戦後にわかにうえからの民主化によって労働運動が公認されたとき、急遽、労組を結成するにあたり、活動家も組織も欠落していた。解散を命じられた産業報国会は、格好のその基礎を提供する結果となった。会長の社長はもちろん解任されたが、産報の活動家たちは俄かづくりの組合のリーダーとなるも

のすらも多かった。企業別に作られていた組織も、まったく目的の方向は異なるが、解体されつつ再編・活用されることが多かった。いささか単純に言えば、まさに企業別組合の誕生であった。ゆえに三本柱の一つは、いま稿をすすめているこの時期のことには属さない。

他の二つ、年功序列制および終身雇用制は、戦後の俄かづくりではない。その形成についても多くの説がありうるが、ここでは第一次大戦期に、ほぼ照準しておく。すでに述べてきたように、大戦による輸出の急増から、急速な工業国化が進展する。とりわけ重工業化がはじめて絡につく。男性の工業労働力化も本格的にかつ急速に進行する。それまでの女子労働は、いわゆるお嫁入り前の若年・短期の雇用であったのに対し、男子労働は基本的に生涯にわたるものであり、原則的に長期の雇用が多い。この男子労働の急速な拡大は、とくに重工業において、労働者の争奪戦を生じたりした。呉海軍工廠では大戦期に俄かに大量の雇用がおこなわれたため、市内電車の乗務員が払底したという報道などがある。地方新聞によると「呉海軍工廠がこの頃一時に…職工の大募集を行うので大抵の者が其の渦の中に巻き込まれて了ふ…現に電車の車掌や運転手其他電気工夫と云った連中が工廠の職工募集の其度毎にドシドシ…廃めて了ふといふ有様で其為めには忽ち呉の電車が運転を減らさねばならぬといふ破目になる」<sup>18)</sup>と報じたりしている。これほどまでもないとしても、ほぼ類似の状況が大戦中とその後の活況のなかで生じた。

このような状況に対応すべく、企業はさまざまな方策を講じ始める。基本的には労働力を企業内に抱え込む方策が考案されていく。ホワイトカラー層についてはすでに明治中期ころから、主として大企業において実施がみられたが、第一次大戦期以降、それが現場労働者層にまでおよんでいく。それまでの現場労働者の雇用は、親方請負制が基本で、数人から場合によっては数百人におよぶ労働者を率いる親方を中心とする集

団が、仕事を求めて職場を移動していた。企業にとっても繁閑の調整にとって有効であったが、男子労働の恒常化にともない矛盾も生じてきた。明治後期ころからの労働者の権利意識の一定の高揚などからも、親方の中間搾取方式は、非合理的なものになり、企業も直庸方式による労働者の直接把握に効用を見出すようになっていく。当初はそれは経営家族主義によるコントロールを主流とする。いわば思想的には江戸時代の商家経営の名残りとどめていたともいえよう。ただし封建的な雇用関係などと速断することはない。

重工業化をふくむ急速な工業化は、とりわけ熟練工への需要の拡大となり、その不足が問題になった。養成工制度などが大企業を中心に形成され、企業内における技術者の養成などが定着しはじめる。彼らは一般に技手などと呼ばれ、企業内である意味ではエリート視されさえする。学歴を積むことが困難な比較的貧困な家庭の秀才が応募してきたから、技師に比し地位は一段低いが、実質的には技能水準は高度であった。軍隊組織における有能な下士官的存在となり、企業にもっとも忠実な中核集団を形成したわけである。これらの養成機関は「工場鉦山の構内に適当なる学校教室を設け、終業後、夜間又は昼間作業時間中一時間乃至三時間前後の授業を行ふ」<sup>19)</sup> というのが多かった。このような制度が設けられた主な企業には、鐘紡、東洋紡、東洋レーヨン、三菱造船、浦賀船渠、日本陶器、東洋電機、東京モスリン、芝浦製作所、三菱電機、三井鉦山、三好鉦業、三池炭鉦、内部炭鉦などのほか多くの官営工場などがあげられる。先に第一次大戦中に工員不足の元凶となったと報じられた呉海軍工廠すらも、それ自身の立場からみれば「造船技手モ亦部外ノ好況ニ誘ハレ殆ント職ヲ去リテ残ル者僅カニ五指ヲ屈スルカ如キ窮境ニアリ」<sup>20)</sup> というほどに熟練工不足を痛感していた。同工廠での企業内熟練工養成の歴史は古いが、大戦中の1919年に海軍技手養成所として復

活・確立している。就学年限は3年さらに補習科1年が追加された。「品行方正技倆熟達ニシテ統御ノオアル者」<sup>21)</sup>などが採用され、工場内の中核エリートとして育成されたのである。

このような試みがすすむなかで雇用はしだいに長期化し、現場労働者にも月給制が導入され、終身雇用制が浸透していく。それは当然、勤続年数とともに地位や給与が上昇する年功序列制が並行して形成されていくことを必要とする。かくしてこのように、ほぼ第一次大戦を契機に、日本的経営が形成されていくことになるといつてよい。かなりの見解がそうであるように、太平洋戦争後の民主化の産物とはいえないであろう。その時期には労働力は過剰であり、労働運動対策は新たに加わった要因ではあるが、企業内に労働者を抱え込むという要因は、さしあたり検討の外にあった。

したがって日本的経営が前述のように外国からあらためて評価されると、それをめぐってさまざまな論議を呼ぶことになる。これらの論議を、尾高邦雄が二つのグループにわけて整理しているのは、ほぼ妥当であるが、問題も残る。尾高はX・Yの2グループにわけ、「日本の経営慣行に見られる同じ伝統主義について、理論Xは、産業の近代化にたいするその阻害的役割を強調してこれを批判し、理論Yは、その促進的機能に着眼しつつ新しい視野を展開している」<sup>22)</sup>と整理する。そして尾高は「理論Xは、日本産業の近代化や日本の経営の民主化が、たんに伝統的諸慣行を除去するだけでは達成されえないということを看過している点で、非現実的もしくは観念的である。のみならず、この理論は、産業近代化の進展が世界のどの地点でも単一のパターンにしたがっておこなわれる、という公式論的見解を固執している点でも、誤っている」<sup>23)</sup>とまず斥ける。ほぼ妥当な理解とみるが、ただ歴史的には「単一のパターン」にしたいに収斂していくのが現実であることも見逃せないであろう。つい

で理論Yについては「伝統的諸慣行の、日本の工業化や国民生活の向上に対する積極的寄与を、過大評価している」<sup>24)</sup>と批判する。しかも前出のアベグレンなどは、それを本質的に封建的としていたのであるから、尾高の批判は正鵠をえている。加えてそれらは多分にエキゾチックなものへの無責任な関心からの好奇心をともなっていたといえよう。あるいはさらに前述の「講座派」の戦後の洪水のような大量の文献の影響を受けていたことも否定できない。

以上の尾高の整理・批判は、ほぼ受容しうるが、そこでも日本的経営が、「伝統的諸慣行」とほぼ同一視されている点は、にわかに首肯しがたい。既述のように日本的経営の初発の契機は熟練工不足にあり、多少の家族経営的なものの利用があったとしても、基本的には急速な工業化に対する近代的な対応であったといわなければならない。しかもすでにふれた科学的管理法の導入とも軌を一にしており、能率向上に活用するものは、すべて利用されたとしても、基本的には近代的工業化に対応したものに他ならなかった。またそこへの収斂によって、いわゆる封建遺制的なものなどは、その過程で解体されていったわけである。

ところで、うちつづく不況のなかで、リストラクチャリングが問われはじめてすでに久しい。しかも日本特有ともいふべきことであるが、それはリストラと約され、リストラ＝人員整理を意味するようになる。そして日本的経営は小回りの利きにくい硬直したシステムともいわれるようになる。高度成長期にもて囃されたものが一転して批判の対象になりはじめる。その一つ終身雇用についての『日本経済新聞』(日経リサーチ)の最近の調査では「人材の長期育成のため将来も堅持する」と答えた企業は、わずか19.5%にとどまったという。維持困難の主な理由には「人件費負担が高まり現実には困難」「流動化を促す雇用戦略を再構築する」などがあげられていた<sup>25)</sup>。ただ、ほぼ同時期の『朝日新聞』のアンケー

トでは「約6割が今後も維持したいと考えるか、何らかの形で存続すると予測」<sup>26)</sup>ともある。後者は主として大企業が調査対象であった。それにしても数値の差は大きすぎる。もちろん、この種の調査は、その対象・対象数・調査方法などによってかなり異動がでる。それらを考慮してもこの差自体が日本的経営に対する企業のスタンスの混乱を示しているのかもしれない。いいうることは、成長経済の持続を展望するならば、日本的経営はかなりの修正を受けながらも存続させるべきだということになる。一方、成長経済自体が環境問題その他を考慮して否定的に展望されるならば、もはやそれは考慮の外のこととなる。ただ少子化などの進行による労働力不足の到来は、かなり確かな未来として予測される。そのような展望に果たす日本的経営の役割や有用性も十分に検討を迫られていることであろう。

### (3) 産業合理化の効果・不効果

すでに科学的管理法を問題にしたさいにふれたように、科学的管理の充実な実施には限界のあることが指摘されていた。とりわけ大量生産化の時代に直面して、部品の企画の不統一が問題になった。そしてそれらの解決は個別事業体の次元では、とうてい不可能と考えられはじめていたのであった。したがって産業合理化実施の契機の一つは、大量生産化への対応にこそあった。この点では規格の統一や製品の単純化などの実施が主要な課題であった。そのためには国家による法的措置などが不可避となった。フォーダイズムなどが、それらを現実の課題たらしめてきていたのであった。科学的管理法の延長上にみるべきものであろう。

いまひとつの契機は、第一次大戦期に急膨張した生産力の維持・整理・発展への課題であった。その課題にもっとも迫られていたアメリカからその政策が発信されることになる。商務長官フーバーの提起した

「無駄排除運動」がそれであった。それが敗戦国ドイツに転移されて産業合理化運動となったわけである。第一のそれに比べれば、やや消極的な動機づけということになるだろう。しかし両者を総じていえば、産業合理化は、やはり大量生産大量消費時代への対応ということに尽きるというべきであろう。

その意味では基本的にフォーディズムの時代に対応していたのであり、換言すれば、ベルト・コンベアーシステムの生産水準を強化すべきフレームワーク構築の課題を負っていたのであった。前述したように、科学的管理法の延長上にみるべきものなのである。両者の最大の差異は、科学的管理法が、もっぱら個別企業レベルにおいて推進されたのに対し、産業合理化は政府・国家によってプロモートされたという点に見いだされる。国家（官僚）の関与抜きには後者は不可能ということであった。官僚の指導体制が未確立な場合には、その始動は一般に遅れた。日本の場合も、その部類に属した面があり、とくに経済官僚はまだその指導力を確立しえていなかったという事情下にあった。科学的管理法が国際的にも早期の実施をみたのに対し、産業合理化の政策としての実施は、ワン・テンポ遅延した。そしてこのタイム・ラグは、かなり致命的な結果をもたらした。1930年に商工省がようやく産業合理化局を発足せしめたとき、時局はまさに世界恐慌のまっただなかにあった。そのため合理化政策は、いきおい消極的な施策に傾斜しがちなものとなることを余儀なくされたのであった。ドイツ的な方向を主として志向することになるのである。

第一次大戦後の天文学的数字といわれた賠償問題と超インフレにあえていたドイツは、アメリカのフーバー政策に活路を期したが、その中心にいたラテナウらは、産業合理化政策として、その完全なドイツ化を計った。日本の場合は、ドイツほどに危殆に瀕していたわけではないが、

大戦期に急膨張した生産力の軟着陸が直面する課題であった。そこにおいて、ようやく官僚の主導による解決が求められた。ただ当時、官僚エリートの登竜門たる高文試験合格のトップクラスは、「たいてい大蔵省がとるか、内務省がとるか、逓信、農商務省はずからない」<sup>27)</sup>と吉野信次が語るような状況下にあった。つまり農商務省（のち商工省）のような産業経済関係省は、なお官僚候補者らに充分認知されていなかったといえよう。それだけに産業界への官僚の主導権も未確立であり、上述の課題の推進も容易に日程にのぼりえなかった。しかしここに来て当の吉野自身が農商務省に入り、時を経て、商工省にあって産業合理化政策立案推進の中心に位置するようになるのである。まさに第一次大戦を挟んだ変化の現われであったといえよう。大戦期にいわゆる総力戦を戦って官僚の主導権を強化したヨーロッパなどとの一定のズレでもあった。

前述のように、世界恐慌下によりやく始動した日本の場合は、本来の課題であった大量生産化への対応という側面は、すすめられはしたが後退せざるをえなかった。むしろ厳しい国際競争への体制整備に重点はシフトした。それはとりわけ当時のわが国の国際競争の主役たる中小企業において課せられた問題であった。当時、輸出の過半を占めていた中小企業製品の競争力を強化すべく商工省の指導による過当競争の排除がすすめられ、一定の成功を収めた。指導した官僚にも階層変化が起きてきていた。接点の人物として岸信介が登場する。前出の吉野が民本主義で著名な吉野作造の末弟であったのに対し、岸は同じく東京帝大の出身であるが、在学中、上杉慎吉教授に私淑し、その「七生社」に属して活躍したという対照的なキャリアと思想の体現者であった。いわゆる「新官僚」から「新新官僚」へ、さらに「革新官僚」へのシフトでもあった。この間の事情については吉野の回顧録がある。当時、局長職にあった吉



野の当問題での海外出張に井上準之助蔵相が反対し、急きよ他の課員の応募を求めたところ、岸が応じてきたという。吉野によれば、「仕事が仕事で外国語にも相当自信がないと短期間でやれないことだから岸君も受けまいと思いましたがね。ところが二つ返事で引受けたのにはちょっと私もどぎもを抜かれた。この男は相当の心臓の持主だなど思いました」<sup>28)</sup>とある。吉野は、かなり皮肉をこめて回顧しているのであるが、岸はたんに心臓が強いのみならず独特の思想を抱いてヨーロッパに調査出張する。なお周知のように、この岸は、のちに太平洋戦争中、東条英機内閣で軍需大臣をつとめ、戦後A級戦犯として巣鴨プリズン入りし、講和条約発効で釈放され、1957年2月には首相の座についている。1960年の日米安保条約改定をめぐる騒乱のなかで退陣するのであるが……。

ところで、その岸信介、独特の成果をもって帰国、もっぱらドイツ型合理化推進のリーダーとして登場する。1931年の論文で「産業合理化運動と云ふものは単純に『トラスト』や『カルテル』を作ったり、科学的管理法を実施したり、技術の改善や設備の改良を行ふことではなくして、之を貫いて協調の精神に依って指導せられている点に特色がある」<sup>29)</sup>という。上述してきた科学的管理法の延長上の発想は否定され、協調の精神による指導というナチス型のヒューラーリズムが早くも導入理念に挿入されてくる。イタリアのムッソリーニによる国家の強制による成功例も紹介されている。「国家主義、国民主義が大いに力を振って居ることは動かすことの出来ぬ明瞭な事実である」<sup>30)</sup>ともいうのである。もはや合理化政策の志向するところは大きく変容したのであった。

産業合理化政策のドイツ的統制政策へのシフトは、1931年4月の重要産業統制法および工業組合法の制定によって結実する。産業の協調に政府が「公益的見地からの監督を為すこと」<sup>31)</sup>が眼目となった統制法規であった。すでに商工次官についていた吉野は、「夫れだからと云って

国家権力を以て事業の経営に紊りに干渉することは素より避けなければならない」<sup>32)</sup>と、その施行に歯止めをかけてはいたが、やがてそれは戦時経済統制のなかに吸収されていくことになる。

以上のように、結果的には日本の産業合理化は統制経済のなかに埋没していったこともあって、その評価は一貫して低いものがあった。まずマルクス経済学的に有沢広巳がいうように「ヴァルガと共に、『合理化』といふのは、古い現象に対する新しい言葉である』ことを確認しよう」<sup>33)</sup>と、相対的剰余価値一般の問題にすぎぬとして否定的に理解される。この初期の理解が、ほとんどそのまま継承されていく。マルクス学派のなかでは生産力の発展などというものは、これを肯定することは資本主義の肯定自体にはほかならないとして、否定的にしか考慮されてこなかったのである。マルクス経済学の存在そのものが問われているいま、このような問題に対する内部からの十分な総括を聞くことがない。

さらに一般的には恐慌下に実施されたこともあって、現象的には人員整理と重なったため、合理化＝人員整理という理解が通念化した。現在のリストラ＝人員整理ときわめて類似した用語法となっていたのである。本来の科学的管理法→フォーティズムの過程での理解は、ほとんどまったく忘却されていったとあってよい。

このような実施過程でのゆがみや、その理解への屈折もあって、1920年代から1930年代にかけての産業合理化は、歴史的役割としては消極的なものにとどまった。その本格的な展開は、戦後の1950年代のそれを待つことになるのである。そしてその展開抜きには1960年代以降の日本の高度経済成長はありえなかったといっても過言ではないのである。それまでを展望するとき、1920・30年代の合理化の意義も、とうぜん通説とは完全に異なった理解が必要というべきなのである<sup>34)</sup>。

#### (4) 昭和恐慌と政策転換

1929年10月のウォール街における株価の大暴落にはじまる世界大恐慌は、翌年には日本にも上陸、いわゆる昭和恐慌となった。周知のようにこれらの過程については、さまざまな研究や論議が重ねられてきた。ここでそれらの詳細にふれる余裕はない。ただ小論との関連で多少問題に言及しておこう。まず世界恐慌の原因については、アメリカの1920年代における生産の拡大にともなう利潤と内部留保の増大によって生じた過剰な資金が株式投機に投ぜられ、1928年にその投機的資金の活発な需要から利子率が急速に上昇したことにはじまる。この利子率の上昇は消費者金融などを圧迫し、耐久消費財などの販路を狭隘化したことから、すでに1929年半ばころから生産が低下しはじめていた。アメリカの海外資金の回収がすすみはじめ、かくしてアメリカからの継続的な資金供給に依存していたドイツなどや、アルゼンチンなどの農業国では窮状が深まった。アメリカ自体では株式ブームが景気を支えていたが、株価の暴落はこの不況傾向に急拍車をかけ、世界的な大恐慌となったというのが、およその筋書きであった。ただその根本的な原因についての解明となると、それほど単純なことではない。1920年代、ブームに湧くアメリカでは、“永遠の繁栄”が謳歌されていた。それが一転して歴史上もっとも長く広く深い恐慌となったのである。一般的には単純に過剰生産恐慌としてとらえられ、加えて「独占資本主義段階」の論理が説かれ、「景気の自動回復力の弱化と不況の慢性化」<sup>35)</sup>が指摘される。市場の独占化が価格の下方硬直性を呼び、消費の伸びを抑制する傾向は、ある程度生じうることであろうが、それをかのレーニン流に「段階」視しているならば、恒常的な慢性不況の説明にしかならないであろう。ならば資本主義はとっくに消滅していなければならないことになる。

大統領フーヴァーも、決して対策を講じる点で無策ではなかったが、

その頑固なまでの自由主義経済信奉は、連邦政府の速やかな介入を妨げた。ケインズはすでに1926年に『自由放任政策の終焉』を説いていた。時代の流れを先取りすることの困難さは、日本の場合においても鮮明に表れていた。歴代大蔵大臣のなかで、恐らくはもっとも知性的な大臣と云うる井上準之助すらも、古典的な均衡財政論を信奉し金本位制を経済運営の「定石」と信じて疑わなかった。井上はアメリカの株価大暴落の翌月に金輸出解禁を発表して、あたかも嵐に向かって窓を開けたという非難を受けたのであった。凡庸ならざる井上にして、このようなアンタムリーな施策を免れえなかったのである。

まず巨額の金流出があった。金解禁実施の1930年1月から2年間のみで、日本は約13億6000万円の正貨保有高のうち約8億円を喪失した。株価・物価が暴落した。生糸を中心に輸出も激減して、農業経済を直撃し、とりわけ農村の不況が深刻化した。日本ではすでに1927年に「金融恐慌」を経験しており、この不況は「昭和恐慌」といわれ、連続した不況は「慢性不況」などともいわれた。これに対する井上らを中心とする浜口内閣の対応は、頑なに緊縮財政方針を変換せず、中央政府の関与を退けて国民に我慢を説き、適者生存の信念を変えるところがなかった。金本位制による自動調節作用を信じて動かなかったのである。これをして「現代資本主義的経済政策としての役割」<sup>36)</sup>と位置づけることは、果たして可能なのであろうか。

ところで同じ民政党系の第二次若槻内閣をへて、1931年12月には反対党政友会の犬養内閣が成立、蔵相には高橋是清が再登場した。組閣当日に金輸出再禁止が実施されるなど、政策方向は大転換した。次の齊藤・岡田両内閣でも高橋が蔵相をつとめ、いわゆる高橋財政が展開される。1932年度には疲弊した農村不況を「時局匡救予算」によって解決を図る。農産物の価格維持と農村の土木事業の振興などに積極財政をもって対処

したのであった。高橋の創意工夫による赤字国債が、日本財政史上初めて発行された。低金利政策とあいまって、不況の早期脱出がはかられたのであった。1931年9月には「満州事変」も勃発しており、「満州事件費」も同時に膨らんでいた。これらの推移もあって、「高橋財政は結局、軍需インフレをあおり、日本経済の軍事化を決定づけた」<sup>37)</sup> というのが、従来の通説であったと、中村正則はまとめている。そして中村は、それは「学会でも未解決の問題」<sup>38)</sup> とする。ただ「高橋は決して偏狭なナショナリストではなく、リベラルな現実主義者であったが、……財政では軍事費の膨脹を容認して結果的に軍国主義的風潮を助長したのは不幸なことといわねばならぬ」<sup>39)</sup> などという見解も、根強い一般的傾向である。それらは、かつての教条主義的な固執からは脱してはいるのだが、戦時経済とくびすを接しているがゆえに生じやすい見解であろう。

これらに反し、三和良一の研究などは別の視点を喚起した<sup>40)</sup> それはニューディールとの対比において軍需工業の発展をふくみつつも重化学工業の平和的発展の可能性にふれたものであった。事実、鋳工業生産についていえば、アメリカが1929年水準を回復するのは、最終的には第二次大戦の起こる1939年であったのに対し、日本はすでに1933年末には、それを達成していた。この点などを考慮すれば、高橋財政のスペンディングポリシーは、恐慌脱出策としては、世界的にみても早期に成功をみたものと評価しうるわけである。「総需要の喚起を通じて不況からの脱出をはかろうとするケインズ主義経済制策の先駆である」<sup>41)</sup> とまで高い評価を受けもしたのであった。ニューディールなどとならんで、「ケインズ理論を3～4年先取りした」<sup>42)</sup> ともいわれる。さほどの評価の是非はおくとしても、高橋にはかなりの英語読解力があり、『一般理論』は時期的にあわぬが、他のケインズの著作にふれていたことも考える。それはともかくとして、当時の状況自体と、その現実に対応しうる高橋

の確かな着眼力が、いわばケインズ的な政策転換を促したということは可能であろう。「古典経済学の教科書どおり考え、行動した井上の失敗をケインズ型の救援投手が跡始末」<sup>42)</sup> したとする西和夫の指摘にいちおう従っておこう。

問題は西の指摘にもみえる井上と高橋の財政政策の差の評価をめぐるところにある。井上の属した民政党は、周知のように比較的には都市型の協調外交をとる相対的に進歩的な政党であった。逆に高橋が総裁まで務めた政友会は、主として農村に基盤をおく相対的に保守的な政党であった。その民政党内閣が古典的な経済政策路線を固持し、高橋蔵相の政友会がケインズ的といわれる有効需要喚起政策に踏み切るというパラドックスが生じたわけである。世界恐慌の前後をめぐる現実認識とその対応策は、日本の二大政党の本来のスタンスとは真反対の対応となったのであるが、それは両蔵相の個性差もあろうが、まさに歴史の流れが生んだパラドックスというべきであろう。いささか先取りしていえば、現在の日本にもほぼ同様の政策状況の異変がみられるのである。世界資本主義の画段階的ともいうべき歴史的な変化にいかに迅速に対応しうるか否かの問題というべきであろう。1920年代はフォーディズムに代表される生産力の一大高揚期であった。この耐久消費財などの大量生産＝大量消費時代に対応しうるフレームワークの未整備こそが基本的に大不況を呼び込んだといってよい。ガルブレイスが「古典的な統制手段は、全くのところほとんど役に立たなかった」<sup>43)</sup> というフーヴァー型の政策、井上型の政策の遅滞＝旧来型の政策への固執が生んだ矛盾の表現というべきであろう。

つぎに問われるのは高橋の赤字公債政策が、軍部への追随によるインフレ政策とする大方の見解についてであろう。この点では「軍事費拡大を抑制して財政健全化に力を尽くしたことを重視したい」<sup>44)</sup> という三

和良一の見解を支持したい。高橋の政策を「軍事インフレーションの側面からのみ見ると、数年後かれみずからが二・二六事件のテロの犠牲となった意味が理解できないであろう」<sup>45)</sup>ということにもなる。しかもその死はたんに拳銃による銃殺のみでなく、日本刀によって輪切りにされるという残酷なものであった。高橋の評価について単純に軍部追従を強調する大方の見解のみでは理解しえないことであろう。

注)

- 1) 安藤良雄『太平洋戦争の経済史的研究』1987年 東京大学出版会 9ページ。
- 2) 同上。
- 3) 石井寛治『日本経済史』1976年 東京大学出版会 285ページ。
- 4) 大内 力『日本経済論』1963年 東京大学出版会 171ページ。
- 5) 中川誠也『テイラー主義生成史論』1992年 森山書店 189～229ページ。
- 6) 小林仁平「池田先生ノ想出」(日本能率連合会『産業能率』第3巻第3号 1930年3月 188ページ)。
- 7) W. Taylor The Principle of the Scientific Management 1911 (上野陽一『科学的管理法』産業能率短大出版部 327ページ)。
- 8) 林 茂彦『動作ト時間』1938年 科学主義工業社 10ページ。
- 9) 秦千代吉(呉工廠砲煩部技師)「リミットゲージシステムノ応用」第一編 1921年 謄写印刷 2ページ。
- 10) 兵藤 剣『日本における労使関係の展開』1971年 東京大学出版会 245ページ。
- 11) 渡辺鉄蔵『産業合理化』1930年 日本評論社 63ページ。
- 12) 国松 豊『工業能率研究』1923年 精神社 21ページ。
- 13) 広海軍工廠「航空機造修用材料準備ニ関スル打合会報告」1935年 謄写印刷。
- 14) 渡辺鉄蔵「用紙の標準化及単純化の実行運動について」(日本商工会議所『産業合理化』第10輯 1933年5月 1ページ)。
- 15) 愛知県能率研究会編『呉海軍工廠長伍堂造兵少将講述能率増進講演録』1924年 162ページ。

- 16) 名和統一『日本紡績業の史的分析』1947年 潮流社 408ページ。
- 17) 杉岡碩夫『『日本的経営』賛美の時代は終わった』(日本能率研究会編『日本的経営の進路』1983年 日本能率協会 16ページ。
- 18) 『芸備日日新聞』1920. 8.20
- 19) 三好豊太郎『新労務管理』1938年 森山書店 279ページ。
- 20) 海軍主計少佐山口一「海軍職工規則沿革」(『水交社記事』第28巻第4号 1930年12月 256ページ)。
- 21) 「技手養成所規則」(横須賀海軍工廠『技術官及職工教育沿革誌』1937年 96ページ)。
- 22) 尾高邦雄『日本の経営』1970年 中央公論社 15ページ。
- 23) 同上。
- 24) 同上。
- 25) 『日本経済新聞』2002. 2.20
- 26) 『朝日新聞』2001.11. 8
- 27) 吉野信次『おもかじ とりかじ』1962年 通商産業研究社 22ページ。
- 28) 同上書 185ページ。
- 29) 岸信介「欧州における産業合理化の実際に就いて」(日本商工会議所『産業合理化』第4輯 32ページ)。
- 30) 同上。
- 31) 臨時産業合理局「昭和六年法律第四十号」(日本商工会議所 前掲誌 第3輯 45ページ)。
- 32) 吉野信次「重要産業統制法に就て」(同上誌 第4輯 45ページ)。
- 33) 有沢広巳・阿部 勇『産業合理化』1930年 改造社 8ページ。
- 34) 拙稿「昭和20年代の産業合理化政策」(『日本経済政策史論』下 1976年 東京大学出版会)などを参照。
- 35) 長岡新吉・石坂昭雄編『一般経済史』1983年 ミネルヴァ書房 215ページ。
- 36) 三和良一『概説日本経済史』1993年 東京大学出版会 117ページ。
- 37) 中村正則『昭和恐慌』1982年 小学館 308ページ。
- 38) 同上書 309ページ。
- 39) 西 和夫『昭和の財政史』1985年 72ページ。
- 40) 三和良一「高橋財政期の経済政策」(東京大学社会科学研究所編 『ファシズム期の国家と社会 2 戦時日本経済』東京大学出版会 1979年)



- 41) 後藤新一『高橋是清 ―日本のケインズ』1977年 日本経済新聞社 3～4 ページ。
- 42) 西 和夫 前掲書 63ページ。
- 43) J・ガルブレイス『大恐慌』(小原敬士訳 1958年 経済往来社 49ページ)
- 44) 三和良一 前掲書 137ページ。
- 45) 安藤良雄『昭和史の開幕』1970年 文英堂 191ページ。